平成２１年（フ）第４６２号
沖縄県那覇市字仲井真30番地　赤嶺アパート103
債務者　小森つぐみ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２号
北海道岩内郡岩内町字東山79番地
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２９８号
北海道苫小牧市新明町５丁目11番９号
債務者　川村　泰規
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０５号
北海道苫小牧市高砂町１丁目６番25号　八弘マンションＡ―101号
債務者　大倉　鑑修
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２７号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―810号
債務者　川田　祥行
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６６９号
岩手県一関市宮下町２番45号　Ｂ棟、申立時の住所岩手県一関市石畑５番19―301号　リバーシティ中里
債務者　鈴木　正勝
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７８号
岩手県岩手郡雫石町橋場安栖113番地２
債務者　小赤沢　豊
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７９２号
岩手県花巻市高木第28地割67番地１
債務者　菅原　恭子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２１号
盛岡市永井16地割79番地４
債務者　鈴木みゆき
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２３号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第16地割181番地１
債務者　村田　美沙
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８３０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子895番地　巣子宿舎４号棟202号
債務者　鈴木　堂主
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８３６号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第６地割15番地26
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８３７号
岩手県奥州市胆沢区南都田字宇南田77番地
債務者　佐々木博文（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８３８号
岩手県奥州市胆沢区南都田字宇南田77番地、住民票上の住所岩手県奥州市胆沢区小山字北柴山89番地１
債務者　佐々木　舞
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８４２号
盛岡市手代森22地割47番地
債務者　北田　幸二
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１９号
埼玉県所沢市金山町15番１―202号　ジュネスちとせ
債務者　板垣　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７３２号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金811番地29　フォルテコート若葉201号
債務者　田賀美恵子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部